

佐賀県在宅診療設備整備事業費補助金交付要綱

（趣 旨）

第1条 知事は、在宅医療の提供体制を充実させるため、医療機関が行う在宅診療設備の整備に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）並びに佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

（補助事業者）

第2条 この補助金の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、新たに在宅診療に取り組む医療機関及び既に在宅診療を実施している医療機関とする。

2 補助事業者は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 第1項の補助事業者は、前項のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

（交付の対象経費及び補助金額）

第3条 この補助金の交付の対象経費、補助率及び補助金額は、別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第4条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、毎年度、知事が別に定めるものとし、その提出部数は1部とする。

3 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

（補助金の交付の条件）

第5条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。

（2）補助事業に要する経費又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。

ただし、次の各号に定める場合は、変更承認は不要とする。また、交付決定額を増額する変更は認められない。

1）交付決定額が入札の実施や見積もり合わせ等により減額する場合

- 2) 購入する物品の種類は変更せずに、機種のみを変更する場合
- (3) 補助事業を行うために締結する契約については、別添「補助事業を行うために締結する契約等の取扱いについて」を遵守すること。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
- (9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第4号により速やかに知事に報告すること。なお、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (11) 補助事業者は、本補助金と交付対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- 2 前項第2号又は同項第4号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合には、前条に定める申請手続に準じて行うものとする。
- 3 第1項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

(交付決定の取消し等)

- 第6条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付の内容、条件、その他法、令、規則若しくはこの要綱に基づく指示に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。
- 2 前項の規定により、交付決定を取消した場合においては、補助金を返還させることができる。

(実績報告)

- 第7条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第3号のとおりとする。
- 2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して1月以内（第5条第4号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月以内）又は毎年度3月31日（ただし、補助金が全額概算払された場合には、翌年度4月10日）のいずれか早い日までとし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付)

- 第8条 この補助金は、知事が必要と認めたときは、概算払で交付できるものとする。
- 2 規則第15条に規定する補助金交付請求書は、様式第5号又は第6号のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 8 日から施行し、平成 29 年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年 9 月 17 日から施行し、令和元年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 11 月 4 日から施行し、令和 2 年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 16 日から施行し、令和 3 年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 17 日から施行し、令和 4 年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 12 月 8 日から施行し、令和 4 年度に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 13 日から施行し、令和 6 年度に係る補助金から適用する。

別表

事業区分	対象経費	補助率	基準額	補助金額
在宅診療設備整備事業	在宅診療のための医療機器等の整備に係る経費 ただし、各機器の購入単価が 150 千円以上のものに限り、複数の機器を対象とすることができる。 一方、医療機器の保守に要する経費は、対象外とする。	2 分の 1 以内 ただし、補助金額の上限は基準額を限度とする。	1,500 千円	対象経費から寄付金その他の収入額を控除した経費に補助率を乗じた額と基準額とを比較して、少ない方の額を選定する。 ただし、選定した額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

佐賀県知事 様

補助事業者 住 所
氏 名

年度佐賀県在宅診療設備整備事業費補助金交付申請書

年度において、下記のとおり佐賀県在宅診療設備整備事業を実施したいので、佐賀県在宅診療設備整備事業費補助金 金 円を交付されるよう、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県在宅診療設備整備事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 年度事業実施に要する経費に関する調書（別紙 1 のとおり）
- 3 事業の効果
- 4 事業完了予定年月日
- 5 添付書類
 - （1）事業計画書（別紙 2 とおり）
 - （2）収支予算書（見込書）の抄本（別紙 3 のとおり）
 - （3）その他参考になる書類（購入希望の医療機器の金額の根拠となる資料、カタログ等）

※申請に当たっては、次頁の誓約を確認の上、□にレを記入すること。

【佐賀県が行う行政事務からの暴力団排除について】

県では、行政事務全般から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

また、内容確認のために佐賀県警察本部へ照会を行う場合があります。

この様式に記載された個人情報、佐賀県在宅診療設備整備事業費補助金の目的を達成するため及び裏面の誓約事項の確認のために使用します。また、確認情報は、申請者と県が行う他の契約等における身分確認に利用する場合があります。

なお、県における個人情報の取扱いについては、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラム (<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319144/>) で定めております。

誓 約

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

□ 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。

また、次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住 所
氏 名

年度佐賀県在宅診療設備整備事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知があった 年度佐賀県在宅診療設備整備事業費補助金について、別紙に記載した理由により、事業の内容及び経費の配分を変更し〔金円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県在宅診療設備整備事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 年度事業実施に要する経費に関する調書（別紙 4 のとおり）

2 変更理由書 A 4 版縦の用紙に記載のこと

3 添付書類

- （1）事業計画書（別紙 5 とおり）
- （2）収支予算書（見込書）抄本（別紙 6 のとおり）
- （3）その他参考になる書類（見積書、カタログ等）

（注） 1 金額に変更がない変更申請の場合、〔 〕の部分は、消去すること。

2 「添付書類」は、補助金交付申請書に準じて作成し、変更前の事業の内容及び経費の配分を比較できるように、変更前の内容を括弧書きで上段に記載すること。

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住 所
氏 名

年度佐賀県在宅診療設備整備事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった佐賀県在宅診療設備整備事業費補助金について、下記のとおり事業を実施したので、佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県在宅診療設備整備事業費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の目的

2 精算額 金 円

3 年度補助金精算額算出内訳書（別紙7のとおり）

4 事業の成果（効果）

5 事業完了年月日

6 添付書類

（1）事業実施報告書（別紙8のとおり）

（2）収支決算書（見込書）抄本（別紙9のとおり）

（3）納品された医療機器の写真、並びにこれらの契約書、納品書及び請求書の写しその他参考となる資料

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住 所
氏 名

年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった 年度佐賀県在宅診療設備整備
事業費補助金について、交付決定通知により付された条件に基づき下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 佐賀県補助金等交付規則第 13 条に基づく額の確定額又は事業実績報告額 | 金 | 円 |
| 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
(要補助金返還相当額) | 金 | 円 |

別添書類 ・ 2 の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳 (別紙 10 のとおり)
・ 補助金の交付決定を受けた年度の消費税の確定申告書及び付表 2 の写し
・ その他別紙 10 に定める書類等

番 年 月 日 号

佐賀県知事 様

補助事業者 住 所
氏 名

年度佐賀県在宅診療設備整備事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった 年度佐賀県在宅診療設備整備事業費補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県在宅診療設備整備事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額	金	円
内 訳		
交付決定額	金	円
交付済額	金	円
今回請求額	金	円
残額	金	円

振込先

銀 行・店 名	銀行 支店
預 金 種 別	普 通 ・ 当 座
口 座 番 号	
(カナ) 名義人 (氏名)	

番 号
年 月 日

佐賀県知事 様

補助事業者 住 所
氏 名

年度佐賀県在宅診療設備整備事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定通知があった 年度佐賀県在宅診療設備整備事業費補助金として、下記金額を交付されるよう佐賀県補助金等交付規則及び佐賀県在宅診療設備整備事業費補助金交付要綱の規定により請求します。

記

請 求 額	金	円
内 訳		
交付決定額	金	円
交付済額	金	円
今回請求額	金	円
残額	金	円

振込先

銀 行・店 名	銀行 支店
預 金 種 別	普 通 ・ 当 座
口 座 番 号	
(カナ) 名義人 (氏名)	

補助事業を行うために締結する契約等の取扱いについて

(令和7年9月2日改定 施行期日：令和7年10月1日 佐賀県健康福祉部)

(総則)

- 1 補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準じなければならない。（「佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）」参照）
なお、市町において締結する契約については、市町が行う契約手続の取扱いに準じなければならない。

(契約の方法)

- 2 契約の方法については、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業を行うために締結する契約については、最も競争性、透明性、経済性等に優れ、不特定多数の参加者を募る調達方法である「一般競争入札」（「条件付一般競争入札」を含む。以下同じ。）を原則とする。（注意点：多数の参加者を募るための入札公告等を適切に行うこと。）
 - (2) ただし、(1)の原則を貫くと契約までの準備に多くの作業や時間が必要となり、結果として当初の目的が達成できなくなるなどの弊害が生じることがあり得るため、一定の場合には、「指名競争入札」や「随意契約」による調達を例外的な取扱いとして認める。
 - ① 「指名競争入札」を実施しようとする場合は、「一般競争入札」によりがたい理由について知事の承認を得るものとし、この場合、原則として、5人以上の者を指名しなければならない。（注意点：「一般競争入札」によりがたい理由については早めに県と協議すること。）
 - ② 「随意契約」によりことができるのは、予定価格の額が、次に掲げる契約の種類に並び、それぞれに定める額を超えない額とし、この場合、原則として、2人以上の者に見積りを行わせなければならない。ただし、1件の予定金額が20万円未満（物品及び庁舎設備を修繕する場合は、50万円未満）の契約（少額随契）等（別表参照）については、単一の業者から見積書を徴するだけで契約（以下「単一業者との随意契約」という。）できるものとする。（注意点：少額随契以外の単一業者との随意契約については、事前に県に確認すること。）

なお、補助事業者が個人や小規模の法人等の場合で、一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争」という。）の実施が困難な理由について知事の承認を得たときは、「随意契約」による調達を例外的に認めるものとする。（注意点：競争の実施が困難な理由については、当該法人等の手続き規程等を確認し、社会通念上も適当と判断される場合に適用する。）

ア 工事又は製造の請負 4,000,000 円
イ 財産の買入れ 3,000,000 円
ウ 物件の借入れ 1,500,000 円
エ アからウに掲げるもの以外のもの 2,000,000 円
オ プロポーザル方式による契約など価格競争に適さないものに係る随意契約
- (3) さらに、地域活性化の観点から、地元企業が受注し地域経済に貢献することも求められており、この点も踏まえ調達がなされる必要があり、別紙①『佐賀県ローカル発注促進要領』

のとおり県内企業と契約するように努めなければならない。(注意点：県外企業に入札書又は見積書の提出を依頼する場合、県外企業と契約を締結する場合、元請企業が県外企業と下請契約又は材料納入契約を締結する場合等については、事前に理由書を県に提出しなければならない。)

- (4) 加えて、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）」（障害者優先調達推進法）の趣旨に基づき、障害者就労支援施設等と契約するよう努めなければならない。なお、障害者就労支援施設等とは、次の者をいう。

- ① 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」（障害者総合支援法）に基づく事業所・施設等（障害福祉サービス事業所等）

- ・ 就労移行支援事業所
- ・ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- ・ 生活介護事業所
- ・ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
- ・ 地域活動支援センター
- ・ 小規模作業所

- ② 障害者を多数雇用している企業

- ・ 障害者雇用促進法の特例子会社
- ・ 重度障害者多数雇用事業所

- ③ 在宅就業障害者等

- ・ 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
- ・ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

(契約事務の事前届出)

- 3 補助事業者は、契約（当該契約を随意契約の方法により締結するものにあつては、1件の予定価格の額が200万円（工事又は製造の請負にあつては400万円、財産の買入れにあつては300万円）を超えるものに限る。）を締結するときは、当該契約に係る事務を執行する前に、次に掲げる事項について知事に届け出ること。(注意点：一般競争入札及び指名競争入札を行う場合は、公告案等を添付すること。)

- (1) 事業内容
- (2) 履行期間
- (3) 契約の方法(一般競争入札、指名競争入札、見積り合わせによる随意契約及び単一者との随意契約の別)及びその理由
- (4) 入札保証金又は契約保証金の要否
- (5) 代金支払の方法
- (6) その他必要な事項

(競争の公告等)

- 4 補助事業者は、競争を行う場合は、次のとおり公告又は通知をしなければならない。

- (1) 一般競争入札を行う場合は、予定価格が5百万円以上5千万円未満の場合は開札日の10日前、5千万円以上の場合は開札日の15日前までに、おおむね次に掲げる事項をインターネットを利用して閲覧に供する方法、新聞への掲載、掲示板への掲示その他の方法により公

告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を短縮することができる。（注意点：別紙①『佐賀県ローカル発注促進要領』に留意するとともに、広く一般に周知すること。）

- ① 一般競争入札に付する事項
 - ② 一般競争入札を行う日時及び場所
 - ③ 一般競争入札に参加する者に必要な資格
 - ④ 郵送による一般競争入札については、郵送の方法並びに到着の日時及び場所
 - ⑤ 一般競争入札の保証金の額並びにこれを納入し、及び返還する時期
 - ⑥ 一般競争入札を無効とする場合
 - ⑦ 一般競争入札を中止とする場合
 - ⑧ 契約内容を示す場所
 - ⑨ ①～⑧に掲げるもののほか、必要な事項
- (2) 指名競争入札を行う場合は、予定価格が5百万円以上5千万円未満の場合は開札日の10日前、5千万円以上の場合は開札日の15日前までに、(1)の①、②及び④から⑨までに掲げる事項を、指名する者に通知しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を短縮することができる。

(予定価格)

- 5 補助事業者は、競争を行う場合は、競争に付する事項の予定価格を記入した予定価格調書その他必要な書類を封印し、開札を行う際に、当該競争の場所に置かなければならない。

(最低制限価格)

- 6 補助事業者は、競争により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。（注意点：最低制限価格を設ける場合は、知事が別に定める方法（別紙②『佐賀県建設工事最低制限価格制度事務処理要領』、別紙③『佐賀県建設関連業務委託最低制限価格制度事務処理要領』）により算出した額とすること。）

(契約締結後の届出)

- 7 補助事業者は、競争により契約を締結した時は、入札結果及び契約書の写しを知事に届け出ること。また、当該契約の内容を変更する場合については、上記3に準じて事前に届け出るとともに、変更契約後、契約書の写しを知事に届け出ること。
- （注意点：県外企業と契約を締結する場合等は、別紙①『佐賀県ローカル発注促進要領』により事前に理由書を県に提出しなければならない。）

(別表) 単一の業者から見積書を徴するだけで契約できるもの

契約できる事項	県との協議の要否
ア 購入しようとする物品等と同一の品質、規格のものが市販品としてどこにでも販売されており、いずれで購入してもその価格に相違がなく、2人以上の者から見積書を徴することが無意味と認められる場合	協議不要 ※「定価販売品につき随契」とし、具体的協議不要
イ 1件の予定価格（年間契約は年間推定金額）20万円未満（物品及び庁舎設備を修繕する場合は、50万円未満）の契約に当たり、2人以上の者から見積書を徴することは、これに要する経費等を考慮するとき、得失相償わないと認められ、かつ、確実に契約の履行が確保できる見込みのある場合	協議不要 ※「少額経費につき随契」とし、具体的協議不要
ウ 特定の者と契約しなければ、契約の目的を達することができない場合	協議不要
エ 1者からしか見積書の提出がなく、見積り合わせができる見込みのない場合、又は期日等の都合により再度の見積り合わせの暇がない等、2人以上の者から見積書を徴することができない場合	協議不要
オ 特許品、特殊技術製品又は特殊規格品等で、その取扱店が一店のみであり、事実上2人以上の者から見積書を徴することができない場合	協議不要 ※「取扱店一店のため随契」とし、具体的協議不要
カ 緊急の必要により、2人以上の者から見積書を徴する暇がない場合	要協議 ※「緊急随契」とし、その具体的理由について協議
キ 過去6ヶ月以内において、当該購入予定物品等の種類及び数量をほぼ同じくする契約（競争入札又は見積り合わせの方法で契約した場合）を締結したことがある物品等について、その後経済上の変動もなく、かつ、購入の相手方が前回の納入単価で納入することについて了承した場合	協議不要 ※「〇年〇月〇日一般競争入札（〇年〇月〇日見積り合わせ）による契約価格と同等」とし、具体的協議不要
ク 物品の修繕等でその物品の購入店と契約する方が有利と認められる場合	要協議 ※「購入店と随契」とし、その具体的理由について協議
ケ 現に履行中の工事、製造又は物件の供給に直接関連する契約を現に履行中の契約の相手方以外の業者をして履行させることが不利である場合	要協議 ※「〇年〇月〇日締結の契約と関連する契約」とし、その具体的理由について協議
コ 時価に比して著しく有利な価格で契約できる場合	協議不要
サ 競争入札に付し、入札者又は落札者がいない場合	協議不要
シ 落札者以外の入札者が1人のみで、落札者が契約しない場合	協議不要

佐賀県ローカル発注促進要領

(目的)

- 1 この要領は、佐賀県（以下「県」という。）から補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が事業を実施するにあたり、ローカル発注を促進してもらうことで県内企業の受注機会を確保し、雇用の維持を図ることを目的とする。

(定義)

- 2 「ローカル発注」とは、工事の発注や物件、役務の調達を行うにあたり、県内企業を優先的に活用することである。
- 3 「県内企業」及び「県外企業」とは、表のとおりとする。

区分	県内企業	県外企業
(1) 工事請負契約 (下請契約及び材料納入契約を含む)	○県内に本店を有する者 ○法面工事、ガードレール設置等の安全施設設置工事、電気工事及び管工事について、県内企業と同等の企業活動をしている県外企業（「準県内企業」という。） ※準県内企業とは、県内に支店等を有し、以下の工事区分ごとの要件をすべて満たす者とする。 ①法面工事 ・県内事業所における従業員数が15名以上 ・県内事業所における県内在住従業員比率が2/3以上 ・県内事業所における主任技術者数が5名以上 ・資材置場、倉庫等が県内に有する ・施工実績が100件以上 ただし、設計価格4千万円以上の法面工事については、次の要件をすべて満たす者も準県内企業として取り扱う。 ・県内事業所における従業員数が4名以上15名未満 ・県内事業所における県内在住従業員比率が50%以上 ・県内事業所における主任技術者数が2名以上 ・資材置場、倉庫等が県内に有する ・施工実績が50件以上	左記以外の企業

②設計価格４５０万円以上の安全施設設置工事

- ・県内事業所における従業員数が４名以上
- ・県内事業所における県内在住従業員比率が５０％以上
- ・県内事業所における主任技術者数が２名以上
- ・資材置場、倉庫等を県内に有する
- ・施工実績が２００件以上

③設計価格３億円以上かつ特定建設工事共同企業体案件の電気工事（信号機以外）

- ・県内事業所における従業員数が５０名以上
- ・県内事業所における県内在住従業員比率が５０％以上
- ・県内事業所における主任技術者数が５名以上
- ・資材置場、倉庫等を県内に有する
- ・施工実績が１００件以上

④設計価格３億円以上かつ特定建設工事共同企業体案件の管工事

- ・県内事業所における従業員数が５０名以上
- ・県内事業所における県内在住従業員比率が５０％以上
- ・県内事業所における主任技術者数が５名以上
- ・資材置場、倉庫等を県内に有する
- ・施工実績が１００件以上

（注）施工実績は、過去１０年間に於いて、国・地方公共団体等が発注した５００万円以上の同種の請負工事を元請として施工したもの

物件、役務 の 調達契約	(2) I Tシステム 等 (下請契約を 含む)	○県内に本店を有する者 ○県内に支店等を有し、県内支店等に勤務する従業員比率が50%以上の者又は県内支店等に勤務する従業員数が50人以上（うちS E数が30人以上）の者 ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第4項に規定する「障害者就労施設等」（県内に所在する者に限る）
	(3) その他物件、 役務の調達	○県内に本店を有する者 ○県内に支店等を有し県内支店等に勤務する従業員比率が50%以上の者又は県内支店等に勤務する従業員数が50人以上の者 ○誘致企業 ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第4項に規定する「障害者就労施設等」（県内に所在する者に限る）

（入札等による発注を予定している場合）

- 4 補助事業者は、入札等により発注先を選定する場合、県内企業が参加できるように努めなければならない。また、県外企業から入札書又は見積書の提出を依頼するときは、様式1の理由書を条件付一般競争入札の場合は入札公告前、指名競争入札の場合は指名通知前、随意契約の場合は見積書提出依頼前までに県に提出しなければならない。

（県外企業と契約する場合）

- 5 補助事業者は、県外企業と契約を締結するときは、契約締結前までに県に様式2の理由書を提出しなければならない。ただし、単一企業との随意契約を締結する場合はこの限りでない。
- 6 補助事業者は、第3項の表（1）の工事請負契約又は（2）のI Tシステム等調達契約を締結した場合において、契約を締結した企業（以下「元請企業」という。）が、下請契約又は材料納入契約を締結するときは、県内企業と締結する旨を要請するものとする。
- 7 前項にかかわらず、元請企業が、県外企業と下請契約又は材料納入契約を締結するときは、補助事業者は様式3の理由書を契約締結前までに元請企業から受領し、速やかに県に提出しなければならない。

附則

この要領は、平成24年10月9日から施行する。

附則

この要領は、平成26年1月27日から施行する。

附則

この要領は、平成27年10月2日から施行する。

附則

この要領は、令和6年7月26日から施行する。

様式 1

入札等に県外企業の参加を可能にした理由書

補助事業名	
補助事業者名	
契約概要	
契約方法 ※該当部分に○	条件付一般競争入札 ・ 指名競争入札 見積合せ随意契約 ・ 単一随意契約 ・ その他方法
契約予定額 ※概算	
県外企業の参加を 可能にした理由	

様式 2

県外企業と契約する理由書

補助事業名	
補助事業者名	
契約する県外企業名	
住所 ※本店の所在地	
契約概要	購入機器： 代金支払いの方法： その他必要な事項：
契約予定額 ※概算	
理由	

様式 3

下請先（材料納入先）を県外企業とした理由書

補助事業名	
補助事業者名	
元請企業名	
元請企業が補助事業者と 締結した契約概要	
下請企業名 (材料納入企業名)	
下請企業の住所 (材料納入企業の住所) ※本店の所在地	
下請（材料）金額 ※税込	
理由	

理由書の提出を求める時期について

